

「手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託」に係る企画提案募集要項

環境イベント等での放映や、環境団体・一般の貸出などに使用することを目的に、手賀沼の浄化の様子や手賀沼の水環境を分かりやすく紹介する「手賀沼水環境保全啓発DVD」を制作する。

今回、このDVD制作の企画・撮影・編集等の業務を行う委託先を募集する。

1. 業務名

手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託

2. 業務の実施方法

企画提案を募り、選考を経て1企業・団体を決定し、業務を委託する。

3. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) この公募開始の日から審査完了までの間に、千葉県から指名停止の措置を受けていない者であること。

4. 業務の委託期間

契約締結日（平成22年10月1日以降）から平成23年2月28日まで

5. 業務の委託金額

2, 000千円以内（消費税込）

6. 業務内容

(1) 趣旨

手賀沼の歴史、文化に加え、水環境の変化（水質・自然動植物等）、浄化の取り組みなどを、水循環の視点も加えながら紹介し、見る人に手賀沼の現状と課題が分かり、手賀沼を恵み豊かな環境にしたい気持ちと行動につながるような啓発DVDを制作する。（対象は小学校高学年以上とする。）

(2) 制作作品数

1本（15分～20分程度）

(3) 業務

ロケーションハンティング、シナリオ作成、画像収集、撮影、音声収録、ナレーション、BGM、編集など、完成納品までの一切を含む。

(4) 制作物

①規格

50インチサイズのプロジェクター投影に耐えうる動画ファイル
(ナレーション付)

②内容

上記趣旨を踏まえたストーリー性のある内容とする。

③納入品

- ・収録済みDVD {ケース付 (タイトルラベル付)} : 150枚
- ・素材映像を収録したDVD : 1枚
- ・DVDの内容の概要を示したパンフレットをDVD1枚につき1部添付する。

(5) その他

素材映像は、啓発用ポスターやチラシ等に活用できるものとする。

7 著作権・著作者人格権

納品した作品および素材映像の著作権は、全て手賀沼水環境保全協議会に帰属する。

また、納品した作品および素材映像について、制作者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

なお、納品したすべての映像は、手賀沼水環境保全協議会で二次利用・加工・編集する場合があるため、この点についての権利関係の問題が生じないように制作すること。

8 説明会

応募を検討している企業・団体等を対象として、次の日程により開催する。

なお、説明会に出席しない場合でも応募できるものとする。

日時： 平成22年10月5日(火) 14時から

場所： 千葉県手賀沼親水広場水の館3階研修室

※ 説明会以外での質問は、所定の質問書(様式第3号)により、FAX(043-222-5991)により、10月13日(水)17時まで受付けるものとする。

なお、締切日時の時点で受信していない質問については無効とする。

9 応募方法

(1) 応募期限 平成22年10月25日(月) 10時必着

(2) 応募方法 持参又は郵送

10 応募書類

以下の(1)から(6)について、正本1部、副本13部を提出する。

(1) 応募申込書(様式第1号)

企業・団体名、代表者名、代表者印、担当者氏名、連絡先等を記載

(2) 企画提案書

- ・企画案概要説明書（様式第2号）
取材先、構成要素等を記載
企画のコンセプト：恵み豊かな手賀沼を目指すための内容

- ・構成案（A4用紙 様式任意）
制作する動画ファイルについて、構成案を記載

(3) シナリオ（A4用紙。様式任意）

- (2) で提案した企画について、シナリオを記載
(内容、ナレーション、演出、時間配分等について具体的に記載)

(3) スケジュール

企画、シナリオ作成、画像収集、撮影、ナレーション、BGM、編集、試写版作成など完成納品までの具体的なスケジュールを記載

(4) サンプル映像（5分以内のもの）

次の全ての条件に該当するものを提出するものとする。

- ・ 今回委託する業務内容および契約金額を勘案し、その範囲内で制作可能な映像作品と同等レベルの映像
- ・ 今回委託する業務内容・趣旨に見合う内容のもの
※別途、サンプル映像の内容、企画意図、演出のポイント等を説明したものを添付すること（様式任意）

(5) 企業・団体概要及び実績（A4用紙で2枚まで。様式任意）

企業・団体等の概要、本業務に類似・関連するこれまでの実績、本業務における業務遂行体制

(6) 業務経費見積書（A4用紙タテ。様式任意）

消費税を含む額とし、業務の具体的経費を明示する。

1.1 選考方法

(1) 選考

応募多数の場合は1次審査として書類審査を行い、5社程度を選考し、2次審査を行う。

(2) ヒアリング・プレゼンテーション

1次審査を通過したものについては、2次審査としてヒアリング・プレゼンテーションを実施する。（平成22年11月2日（火）を予定）詳細については、2次審査対象者に別途通知する。

(3) 審査基準

審査にあたっては、以下の評価基準により総合的に評価し、選定する。

ア 企画内容

- ・ 事業の目的・趣旨を理解しているか。

- ・手賀沼の現状と課題を理解しやすい内容となっているか。
- ・見る人が恵み豊かな手賀沼にしたいと思わせるような内容か。
- ・見る人が恵み豊かな手賀沼のために行動したくなるような内容か。
- ・企画内容は独創性や制作意欲が高いものであるか。

イ 構成・演出

- ・構成案は今回委託する業務に見合った内容であるか。
- ・構成案は、無理のない時間配分・内容であり、適当であるか。
- ・手賀沼に対する理解と関心が深まるような構成・演出であるか。
- ・サンプル映像から画質・音質・編集技術力はみられるか。

ウ 業務実施体制

- ・企業・団体の類似業務の実績、業務従事者の実績や経験は豊富か。
- ・業務を確実に遂行する人員配置がなされているか。
- ・所用経費の積算は妥当であり、かつ予算の範囲内か。

(4) 公表

事業の「公正性」「透明性」を高めるため、企画の選考結果については、手賀沼水環境保全協議会のホームページにて公表する。

(5) 審査の非公開

提案内容には民間団体の秘密に帰属することが含まれるため、審査は非公開で行う。

(6) 審査結果

1次審査、2次審査とも、審査結果は、全員に郵送で通知する。

1 4 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- (2) 本件に対して、2つ以上の提案をしたとき。
- (3) 本件に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案をしたとき。
- (4) 本件に対して、2人以上の代理人を指定したとき。
- (5) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- (6) その他、提示した事項及び本件に関する条件に違反したとき。

1 5 問い合わせ・応募先

千葉県環境生活部水質保全課湖沼浄化対策室 手賀沼水環境保全協議会事務局

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（本庁舎3階）

電話 043-223-3821

FAX 043-222-5991

E-Mail suiho5@mz.pref.chiba.lg.jp

1 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は県庁内及び選考委員会での使用に限る。
- (4) 提出された書類等は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがある。
- (5) 企画提案に要する経費は、全て提出者の負担とする。
- (6) 最終的な委託内容の詳細については、選考後、委託契約締結までの間に手賀沼水環境保全協議会と協議して決定する。
- (7) 契約保証金は、千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）第 99 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (8) 契約書作成の要否 要

(様式第 1 号)

「手賀沼水環境保全啓発DVD制作」企画提案
応募申込書

平成 年 月 日

1. 申込者
住 所
企業・団体名
代 表 者 名

印

2. 担当者
氏 名
連 絡 先
電 話
F A X
E-mail

(様式第2号)

企画案概要説明書

1 企画のコンセプト（具体的に記載）

手賀沼の歴史・文化、 水環境の変化、浄化の 取り組みから、それぞれ どのような内容を	
どのような水環境の 視点から	
どのような手法・効果 で	
どのように伝えるの か	

2 構成概要（構成、演出、内容等について具体的に記入する。）

構成要素	
取材先 （画像収集先）	

(様式第 3 号)

質 問 書

(手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託関係)

商号又は名称		
質問者連絡先	担当部署名	
	担当者職・氏名	
	電話番号（内線番号）	
	F A X	
	E-mail	

質問項目	
(内容)	

「手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託」審査要領

（目的）

第1条 この要領は、環境イベント等での放映や、環境団体・一般の貸出などに使用することを目的に、手賀沼の浄化の様子や手賀沼の水環境を分かりやすく紹介する映像を作成する「手賀沼水環境保全啓発DVD」の制作業務委託について、募集した企画提案の最優秀提案の選定に必要な事項を定める。

（提案に対する審査）

第2条 別に定める「手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託」選定審査会（以下「審査会」という。）は、応募のあった提案について審査を行い、最優秀提案を選定する。
なお、応募多数の場合は、事前に事務局が書面審査を行い、5社程度を選定する。

（審査対象事項）

第3条 審査に係る対象事項は、以下の各号による。

1 企画内容

- ・事業の目的・趣旨を正しく理解しているか。
- ・手賀沼の現状と課題が理解しやすい内容となっているか。
- ・見る人が恵み豊かな手賀沼にしたいと思わせるような内容か。
- ・見る人が恵み豊かな手賀沼とするために行動したくなるような内容か。
- ・企画内容は独創性や制作意欲が高いものであるか。

2 構成・演出

- ・構成案は、今回委託する業務に見合った内容であるか。
- ・構成案は、無理のない時間配分・内容であり、適当であるか。
- ・手賀沼に対する理解と関心が深まるような構成・演出であるか。
- ・サンプル映像から、画質・音質・編集技術力はみられるか。

3 業務実施体制

- ・企業団体の類似業務の実績、業務従事者の実績や経験は豊富か。
- ・業務を確実に遂行する人員配置がなされているか。
- ・企画内容と見積金額のバランス及び見積書の費用構成（人件費等の諸経費）は適当か。

4 その他

- ・本業務の遂行に関し、全般的に熱意・情熱・誠実さが感じられるか。

（審査方法）

第4条 審査は別紙により行い、最も得点の高い提案を最優秀提案として選定する。

2 得点が同点の場合は、第3条の2に定める構成・演出の各委員の審査点数の合計が最も高いものを最優秀提案とする。構成・演出が同点の場合は、審査会の委員の合議によって最優秀提案を選定する。

3 応募が1者のみの場合で、各委員の審査点数の合計が、満点の10分の5以上の点数を獲得できない場合は、受託者として選択しない。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、手賀沼水環境保全協議会が定める。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

(別紙)

審査委員は太枠内に採点を

「手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託」審査表

項 目	内 容	A:採点 (1～5点)	B:配点 割合	点 (A:採点)
1 企画内容	①事業の目的・趣旨を正しく理解しているか。		5	
	②手賀沼の現状と課題が理解しやすい内容となっているか。		10	
	③見る人が恵み豊かな手賀沼にしたいと思わせるような内容か。		10	
	④見る人が恵み豊かな手賀沼とするために行動したくなるような内容か。		10	
	⑤企画内容は独創性や制作意欲を感じる企画であるか。		5	
	小計(200点満点)		-	
2 構成・演出	⑥構成案は今回委託する業務に見合った内容であるか。		20	
	⑦構成案は、無理のない時間配分・内容であり、適当であるか。		10	
	⑧手賀沼に対する理解と関心が深まるような構成・演出であるか。		20	
	⑨サンプル映像から、画質・音質・編集技術力は見れるか。		10	
	小計(300点満点)		-	
3 業務実施体制	⑩類似業務の実績、業務従事者(起用予定ディレクター)の実績や経験は豊富か。		5	
	⑪業務を確実に遂行する人員配置がなされているか。		5	
	⑫企画内容と見積金額のバランス及び見積書の費用構成(人件費等の諸経費)は適切か。		5	
	小計(75点満点)		-	
4 その他	⑬ 本業務の遂行に関し、全般的に熱意・情熱・誠実さが感じられるか。		5	
	小計(25点満点)		-	
合計(600点満点)				

採点は、下記の基準で評価してください。

5:極めてよくできている 4:よくできている 3:概ねできている 2:あまりできていない 1:全くできていない

契 約 書 (案)

- 1 件 名 手賀沼水環境保全啓発DVD制作委託
 - 2 数 量 別紙仕様書のとおり
 - 3 契 約 期 間 平成22年 月 日から平成23年2月28日
 - 4 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 。
- 4 契 約 保 証 金 免 除

上記の委託業務について、委託者 手賀沼水環境保全協議会（以下「甲」という。）と
受託者 （以下「乙」という。） とは、別添の条項によって委託契約を締結
し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 月 日

甲 住 所 千葉市中央区市場町1番1号
氏 名 手賀沼水環境保全協議会会長
千葉県知事 鈴木 栄治

乙 住 所
氏 名

手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託に関する仕様書(案)

本仕様書は、手賀沼水環境保全協議会が委託する手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託事業に適用する。

1. 件名

手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託

2. 目的

環境イベント等での放映や、環境団体・一般の貸出などに使用することを目的に、手賀沼の浄化の様子や手賀沼の水環境を分かりやすく紹介する「手賀沼水環境保全啓発DVD」を制作する。

なお、乙は甲に対し、「映像作品」とともに、「映像作品」制作に伴って撮影・編集した映像（以下「素材映像」と表記する。）も納品する。

3. 委託期間

契約締結日（平成22年10月1日以降）から平成23年2月28日まで

4. 業務内容

業務は、企画、ロケーションハンティング、シナリオ作成、画像収集、撮影、音声収録、ナレーション、BGM、編集など、映像作品の完成品および「素材映像」納品までの一切を含む。

（1）趣旨

手賀沼の歴史、文化に加え、水環境の変化（水質・自然動植物等）、浄化の取り組みなどを、水循環の視点も加えながら紹介し、見る人に手賀沼の現状と課題が分かり、手賀沼を恵み豊かな環境にしたい気持ちと行動につながるような啓発DVDを制作する。（対象は小学校高学年以上とする。）

（2）制作作品数

1本（15分～20分程度）

（3）業務

ロケーションハンティング、シナリオ作成、画像収集、撮影、音声収録、ナレーション、BGM、編集など、完成納品までの一切を含む。

（4）制作物

①規格

50インチサイズのプロジェクター投影に耐えうる動画ファイル
（ナレーション付）

②内容

以下の要素を含み、上記趣旨を踏まえたストーリー性のある内容とする。

【注】以下の項目は、要素の提示であり、章立てを指示するものではない。

提案する企画内容に合わせ、自由に変更できるものとする。

- * 手賀沼の歴史・文化・流域の社会環境変化（人口・土地利用等）
- * 手賀沼の水質汚濁の変遷
- * 手賀沼の自然動植物の変遷
- * 水質汚濁の原因・メカニズム
- * 手賀沼の水循環回復および水質浄化の取組み
- * 視聴者に恵み豊かな手賀沼の将来像を思い描かせるメッセージ

③構成、演出

上記内容を、映像だけでなく、イラスト、CG、アニメーションを用いて視覚的に分かりやすい内容とする。

（５）制作フロー

- ①企画構成案の作成
- ②ロケハン
- ③ロケ交渉、撮影許可手続き
- ④台本・ロケスケジュール作成
- ⑤撮影
- ⑥仮編集・ラッシュ（仮ナレーション、テロップを含む。）
- ⑦ナレーション収録・本編集
- ⑧完パケ納品

なお、①、④、⑤、⑥、⑦については、手賀沼水環境保全協議会事務局担当者が内容確認を行う。

また、⑥については、作品のある程度の部分ごとに随時行うことも可能とする。

5. 納入品

- ・収録済みDVD {ケース付（タイトルラベル付）}：150枚
- ・素材映像を収録したDVD：1枚
- ・DVDの内容の概要を示したパンフレットをDVD1枚につき1部添付する。

6. 納入場所

千葉県環境生活部水質保全課（手賀沼水環境保全協議会事務局）

7. 留意事項

- （１）この仕様書に定めるほか、甲が業務遂行に必要と認めた事項については、原則とし

て乙は甲の指示により実施するものとする。

- (2) 制作物が、他社の肖像権・所有権・著作権等を侵すものでないこと。
- (3) 本事業により甲に対し納品した作品及び素材映像の著作権は全て甲に帰属する。
- (4) 本事業により甲に対し納品した作品及び素材映像について、乙は著作者人格権の行使を行わないものとする。
- (5) 乙は、撮影した映像記録を取材後 1 年間保管することとする。また、甲の承諾なしに他に流用してはならない。

手賀沼水環境保全啓発DVD制作業務委託事業の公募にかかる質問と回答

平成22年10月15日

手賀沼水環境保全協議会事務局

質問1	納品日はいつですか。
回答	3月上旬までをお願いします。
質問2	手賀沼水環境保全協議会(以下、「協議会」)がこれまでに作成した素材映像の提供はできますか。
回答	協議会事務局が所持している写真は提供できます。 協議会構成員が所持している素材映像については、事務局から提供協力を求めることは可能ですが、提供依頼は受託者に行っていただきます。
質問3	著作権について質問します。納品した映像の著作権は協議会に帰属するとなっています。映像素材を他の団体(他社)からレンタルした場合はどうするのでしょうか。
回答	本契約に基づき協議会に納品していただくものはすべて、著作権は協議会に帰属し、また、著作者人格権者は、当該映像について、著作者人格権の行使をしないものとさせていただきます。 また、素材映像については、今後、協議会で二次利用・加工・編集する場合があります。素材映像として納品する映像等については、この点についての権利関係の問題が生じることのないようにしてください。 なお、素材映像として納品されない映像については、本作品のみの利用となります。(二次利用等はしません。)
質問4	DVDは何年ほど使用する予定か。
回答	5年から10年ほど使用する予定です。
質問5	2次審査のプレゼンテーションの方法について教えてください。
回答	応募の際に提出いただいたサンプル映像試写時間も含み、20分以内でプレゼンテーションを行っていただきます。原則、応募書類により企画提案の概要を説明していただきますが、説明手段としてパワーポイントの使用は可能です。 審査会場にプロジェクターとスクリーンはありますが、DVDプレイヤーはありませんのでご注意ください。再生機材(PC)の持込みをお願いします。
質問6	制作フローの⑤撮影の内容確認とはどのように行いますか。協議会が撮影に立ち会うのでしょうか。

回答	撮影したものを確認します。
質問7	DVDに添付するパンフレットについては、プラスチックケースで納品する場合、市販品音楽CDジャケットの表・裏の認識で、裏に内容説明を記載することでよいでしょうか。
回答	裏に記載することは可能ですが、DVDの内容の概要が記載できるよう制作願います。(章・項目名のみでは不足です。)
質問8	企画提案書(紙媒体)とサンプル映像(DVD)は応募締切日(10/25)までに同時提出ということでよいでしょうか。
回答	応募書類(サンプル映像含む)については、10月25日(月)10時必着であれば、同時あるいは提出日が前後しても構いません。
質問9	①県関係の映像素材をお借りした場合の映像著作権は、映像を所持する県担当部署の許可があれば使用可能でしょうか。 ②制作業者がライブラリー等から映像を使用する場合は、借りた映像が著作権フリーでないといけないという認識でよいでしょうか。
回答	①可能です。ただし、使用許可申請等については委託業者に行っていただきます。 ②質問3回答を参照願います。
質問10	上映は基本的に国内オンリーと考えてよいでしょうか。
回答	はい。
質問11	現在、水の館内で使用されている映像は部分的に利用することは可能でしょうか。
回答	可能ですが、映像によっては著作権の確認が必要なものもあります。 手賀沼親水広場所長または水質保全課に連絡のうえ、使用申請してください。

補足説明	映像に映る人物等については、数年後、映像を使用できなくなる可能性のあるものは使用しないでください。
------	---